

27健介保第685号

平成27年7月29日

市内有料老人ホーム 管理者 様

名古屋市健康福祉局

高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しましたので、通知します。

1 主な改正内容

(1) 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築（指針 2 (5)、8 (7)、(8)）

医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があることから、入居者に近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行うことを求める見直しや、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を明確化したこと。

(2) 併設する介護保険事業所等との区画・職員体制等の明確な区分（指針 5 (6)、9 (3)、(4)）

有料老人ホームに併設する介護保険事業所等について、不適正に一体的に運営されている事例が散見されることから、構造上の区画や兼務をする場合の適切な勤務表の作成及び管理について明確化したこと。また、「住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における訪問介護サービスに係る給付の算定要件及び居宅サービス計画の作成等について」（平成26年8月5日付け名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長通知）を踏まえて、有料老人ホームが提供するサービスについて明確にし、必要に応じて居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に対して情報提供する旨の規定を追加したこと。

(3) 届出の促進に向けた規定の適正化（指針 6）

既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、廊下幅や居室面積等が指針に定める基準を満たすことができない場合の取扱いについて明確化したこと。

(4) サービス付高齢者向け住宅の取扱いの見直し

サービス付高齢者向け住宅のうち、老人福祉法の規定において有料老人ホームに該当するものを、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の対象に追加したこと。

(5) 重要事項説明書の様式変更について

厚生労働省が定める標準様式の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。必要に応じて、項目等の削除をすることは差し支えない。

2 本通知の施行期日

平成27年 8月 1日から施行します。

3 その他

(1) 改正後の指針及び重要事項説明書は、NAGOYAかいごネットに掲載しております。

**NAGOYAかいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」**

(2) 平成27年9月9日（水）に、有料老人ホーム事業者向け講習会（集団指導）の実施を予定しております。今回の指針改正や、事業の運営に係る重要な連絡事項等について説明を行う予定です。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

TEL:052-972-3087 FAX:052-972-4147

E-mail:a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp